

ホルニク「オーストリア至上論」

——前期官房学の財政思想 (一) ——

池田浩太郎

第一節 前期オーストリア官房学とホルニク

- 一 「オーストリア官房学者の三巨星」
- 二 本稿のテーマ

第二節 「オーストリア至上論」の概要

- 一 「オーストリア至上論」の背景
 - 二 「オーストリア至上論」の意図
 - 三 「オーストリア至上論」の構成
 - 四 「オーストリア至上論」におけるホルニクの財政思想
- ## 第三節 前期官房学の財政思想の特色

ホルニク「オーストリア至上論」

第一節 前期オーストリア官房学とホルニク

一、「オーストリア官房学者の三巨星」

周知のように、前期官房学の世界には、ゼッケンドルフの「ドイツ王侯国家」一六五六年に代表される、中領邦型の学説と並んで、大領邦オーストリアを背景とする官房学説が聳え立っていた。そしてベッヒャー、ホルニク、およびシュレーダーの名がいわゆる「オーストリア官房学者の三巨星」(ゲルンシュテンベルクの命名)としてあげられるのが常識である。

かれら三人はいずれもオーストリア生れではなかった。しかしかれらは、オーストリアを第二の祖国と思ひさだめ、オーストリアのために活躍し、オーストリアの針路に多少とも影響をおよぼした官房学者であった、といつてよい。かくて前期オーストリア官房学の代表的業績としては、かれら三人の主著をあげるのが適切であろう¹⁾。とになるであらう。

1) Johann Joachim Becher, 1625—1682, Politische Discurs,……, Frankfurt 1668.

Philippp Wilhelm von Hornigk, 1640—1714, Oesterreich über alles, wann es nur will,……, o. O. 1684.

Wilhelm Freyherr von Schrödem, 1640—1688, Fürstliche Schatz- und Rent-Cammer,……, Leipzig 1686.

それぞれの主著は初版をあげておいた。著者たちの生没年や氏名の綴り方やその発音の仕方には若干の異論がある。

しかしここでは、これにはこだわらないで、ひとまず前進することにしたとおもう。

三人の官房学者たちは、もちろん、それぞれの主著において、三様の官房学説を展開してはいる。しかしなが

ら、これら三者の間には、かなりの程度において共通した特徴がみとめられることもまた、諸学者の指摘するところである。この共通特徴をきわめて一般的に表現するならば、次のようになるであろう。すなわち、

かれらはすべて、オーストリアおよびオーストリアを盟主とする、いわゆる「ドイツ人の神聖ローマ帝国」の自主独立と富国強兵とをめざして、人口の増大とその雇用の確保、および、そのための国内産業と貿易の積極的な育成を要請する。かれらは三人とも、いわゆる内陸型のマーカンティリズム政策の推進論者であった。この点では、かれらの議論は、貿易政策や植民政策の推進に重点をおくイギリス流のマーカンティリズム論とはやや趣を異にするものであった、といつてよいであろう。

二、本稿のテーマ

さて、「オーストリア官房学者の三巨星」の業績のうち、本稿ではホルニクとその主著のみをとりあげ、これを前期オーストリア官房学の代表として論ずることにしたい。

しかし、率直にいつて、これには若干の躊躇がともなうといわねばならないであろう。彼の義兄弟であり、その影響をおおいに受けたといわれているベッヒアーとその著作をとりあげる方が、著作刊行の時期が早かった点からいつても、その学問的幅の広さや深さ、さらには人間的面白味の点からみても、あるいはヨリ適切であるかもしれない¹⁾。

1) のみならず、ベッヒアーの主著とホルニクのそれとの精神的類縁性、ならびに両著作にみられるイデーや用語の類似点、さらにはホルニクの書物が当初匿名で出版され、後になつても、著者名をタイトルページに P. W. V. H. と略記す

ホルニク「オーストリア至上論」

る程度であつた事情なども加わつて、ホルニクの主著「オーストリア至上論」もまたベッヒアーの遺著ではなかつたかとする議論さえ、なごう問つてつたのである。August Oncken, *Geschichte der Nationalökonomie*, Leipzig 1902, S. 230. および後掲、スカールヴァイト版、オーストリア至上論、編集者序文、三―四ページ参照。

なお、わが国において比較的最近ベッヒアーの主著を紹介したものに上野喬、ヨハン・ヨアヒム・ベッヒアーの経済思想について——オーストリアとオランダ共和国——、同氏著、オランダ初期資本主義研究、お茶の水書房、一九七三年、第五章所収、がある。

しかしながら、ここであえてホルニクの主著をもつて、前期オーストリア官房学の最も代表的な著作としてとりあげ、これを論ずることを通して前期オーストリア官房学のあらましの姿を展望しようとする筆者の論拠には、おおよそ次の諸点がある。

1) この著作は大領邦型の富国強兵政策の綱領体系を、ペダンティックにはなく、大衆に向つて力強く訴えたものである。それゆゑ、これは非常に平明かつ簡潔な叙述となっている。

1) 「彼の労作は、他の著作家たちのそれと比較して、もっとも体系的ではない。しかしながら、煽動的という点ではもっとも有効なものである」。Louise Sommer, *Die österreichischen Kameralisten, in dogmengeschichtlicher Darstellung*, II. Teil, Wien 1925, S. 149.

漸く世に問うことができたベッヒアーの主著の第二版(初版は没収された)Frankfurt 一六七三年は、本文一、二七二ページをもつて構成され、シュレーダーの主著もまた、筆者の所蔵するLeipzig und Königsberg 一七四四年版の本文は四八四ページにも達している大著である。しかるに筆者の所持するホルニクの主著のRegensburg

一七二七年版は本文わずか一九八ページの小冊子にすぎない。

2) この著作はオーストリアを中心とした当時の国際情勢をもっともヴィヴィッドにつたえ、しかもオーストリアのその後の国政や経済政策、さらには後世のカメラリストたちに非常におおきな影響をあたえた。

3) この著作はその流行語的標題でもって当時よりつとに高名であり、これら三著作のうち、もっともおおくの版を重ね、もっとも普及したものである。¹⁾

1) ホルニクの個人的経歴や彼の諸著作については従来不明な部分がおおかった。しかしこれらについて一次資料をくまなく調査した上で、一々これを明確にし、もってこれら未知ないし不明確な部分に最終的な結着をあたえたかにみえる論文がある。すなわち、ゲルシユテンベルクの六〇ページにもおよぶ次の大論文がこれである。Heinrich Gerstenberg, Philipp Wilhelm v. Hörnigk, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, 133. Band, Jena 1930. この論文によると「オーストリア至上論」は初版刊行以来一〇〇年の間に一六の版を重ねたようである。

また、既述のように、一九四八年にもスカルヴァイト教授の編集にかかる初版の復刻版が出版されてくる。P. W. von Hörnigk, *Österreich über alles, wann es nur will*, 1684, hrsg. von August Skalweit, Frankfurt am Main 1948.

ゲルシユテンベルクの論述によると Regensburg 一七二七年版は、一版ということになる。以下においては「オーストリア至上論」からの引用は、すべてこの版を利用し、単に章数とページ数のみを記すにとどめることにする。

なお出口勇蔵、その意慾だにあれば、オーストリアは万国を凌がん——ヘルニク研究序説——立命館経済学一一巻、一・二合併号所収、および国土経済とバランス——ヘルニク研究(二)——京都大学経済論叢、九一巻五号所収、の二論文はホルニクの主著の慎重なる内在的紹介、という点で価値の高いものといえるであろう。本稿の叙述もこの論文に負うと

ホルニク「オーストリア至上論」

ホルニク「オーストリア至上論」

「ろがおおき」。

第二節 「オーストリア至上論」の概要

一、「オーストリア至上論」の背景

いわゆる三〇年戦争（一六一八一—一六四八年）は、オーストリア王でもあった「ドイツ人の神聖ローマ帝国」皇帝の宗教政策に起因する「帝国」内の新・旧教徒の対立、抗争の様相をもった内乱であり、同時にヨーロッパの国際戦争ともなってしまった。この戦争の結果、「帝国」を構成する各領邦の主権は確立され、同時に「帝国」の盟主であるハプスブルク家の大領邦オーストリアは経済的荒廃の極に達し、またハプスブルク家の「ドイツ人の神聖ローマ帝国」における威光もいちぢるしく低下した。

この間オーストリアは、東からはトルコ軍の侵略の脅威を絶えず感じていた（たとえば、一六八三年にはトルコ・ハンガリー連合軍によってオーストリアの首都ウィーンが包囲された）。また西からは、ヨーロッパの超大国となったフランス、「領土を拡大することは、主権者にもっともふさわしい、もっとも気持のよい仕事である」とするルイ十四世統治下（治世期間一六六一年—一七一五年）のフランスの、「ドイツ人の神聖ローマ帝国」への侵入と占領という強大な圧力に直面していた。しかもこれにもなつて、フランス王ルイ十四世は、この「帝国」を構成する領邦諸侯の一人という資格で、「帝国」にたいし発言権さえ持つにいたつたのである。しかし、これらを簡単に排除するだけの力は、もはやオーストリアには残されていなかったかみえた。

オーストリアを中心に高級官僚でない政治家として、その生涯の大半を送ったホルニクは、祖国の完全なる自

主独立と、これが世界の最強国になることを心から願う愛国者であった。彼にとって、オーストリアのおちいっていた当時の境遇には、坐視するにしのびないものがあったのであろう。つとに Francopolita-Schriften と称される一連のパンフレット¹⁾においてオーストリアの独立と自由への愛国的真情を吐露してきたホルニクは、さらに祖國を窮状から起ち上らせるための意図と方策とを、根本的かつ具体的に示すべく、その主著を公刊することになったわけである。

1) ホルニクは一六八二年に次の三種のパンフレットを世に問うている。すなわち、

Wahrer Bericht Von dem Alten Königreich Austrasien.....

Wahrer Bericht Von dem alten Königreich Lothlingen.....

Wahres Franckreich oder Bericht von dem Königreich Germanien.....

二、「オーストリア至上論」の意図

「オーストリア至上論」は序文(六ページ)、本文三三章(一九八ページ)および付録(八ページ)から構成されている。小型本で文字通りの小冊子である。字数からみても、これはゼッケンドルフの主著「ドイツ王侯国家」初版一六五六年の四分の一程度の大きさのものだといつてよいであろう。

ホルニクの「オーストリア至上論」は、まさにその名の示すとおり、オーストリアが一念発起して適切なる経済政策を推進しさえすれば、宿敵フランスをも凌ぐ、世界の最強国になりうることを証明しようとする悲願をもつて書かれた警世の書であった。

ホルニク「オーストリア至上論」

意欲さえもてば／

オーストリアは世界に冠たり

すなわち：

領邦の経済の改善を通して、皇帝の世襲諸領を、いかにして、やがてヨーロッパの他のすべての国々に冠たらしめ／しかもこれを、ヨーロッパのいくつもの国以上／他国から独立せしむべきかについて、

誠意ある献策

この間の事情を「オーストリア至上論」のタイトルをして語らせてみよう。

彼はこの書物において、領邦の独立を確乎たるものとし、富裕の基礎である金銀を増大させるためのアウタルキー的特色をもつマーカンティリズム政策、とくに領邦内の商工業を盛んにする政策を具体的に展開している。この意味では「彼の著書も経済発展を促進するための……プログラムであった¹⁾」のだ。

1) Joseph A. Schumpeter, *History of Economic Analysis*, New York, 1954, p. 298. シュムペーター、東畑精一訳、経済分析の歴史 1、岩波書店 一九五五年、四一三ページ。

ホルニクにあっては、官房学とは、領邦が確乎たる意志をもって「……領邦にたいし、人間にとって必要なものと福祉につながるものとの、すべて、ないし大部分を、十二分に、しかも他国から独立してあたえ、そして領邦の住民をしてそれを適切につかうための充分なる自然的能力を備えしめる」(第八章、二三ページ)よう、領邦の諸力を、領邦が管理、指導、後見する方途について研究する学問と観念して、たと想像してよい。

ところで「われわれが設定した領邦の経済的目標の観点から考えると、人間の生存のために必要とされるすべての財貨には二様のものがある。すなわち、財貨それ自体と、その財貨の適正なる育成、調達、使用とである。

前者は自然のみに依存し、……後者は一部は自然に、……一部は人間の意志に依存している」（第八章、一三ページ）、とホルニクはいう。

すなわち、ホルニクによれば、生活用品には自然的財貨と、いわば加工した上で消費することになる財貨、それゆえに人間の意志が作用し、領邦が育成すべき財貨とがある、というわけである。

そして、このような財貨の分類についての思考を出発点として、ホルニクは、その意欲をもって——換言すれば、マーカントェリズムの政策意図をもって——大領邦オーストリアが、財貨自体（金銀貨と一般財貨）、原料生産と製品生産、商業と工業、との適正なバランスを保ちつつ、その経済発展を促し、もってオーストリアを経済的に自立させ、世界に冠たるものたらしめるべき政策の提案をしようとするわけである（第八章）。

ホルニクの主著の意図にはまことに一目瞭然たるものがある。既述のように、ホルニクは、他のカメラリストたちとは異つて、官房学を決してペダンティックに論じようとは考えなかったようである。すなわち、彼は狭い範囲の学識者に向けて「オーストリア至上論」を世に問うたのではない。政策家ないしは国土として、やむにやまれぬ憂国の至情をもって、国王および一般大衆に向かつて、非常に簡明なるオーストリア至上化策ともいふべきものを献策しているわけである（スカルヴァイト編、前掲書、編集者序文、七ページ）。

それゆえホルニクは、官房学者たちがふつう、かれらの政策の究極目標としている「共同の至善、至福、福祉」、ないしは臣民の生業（産業）活動一般 *Nahrung* の確保、というような、やや中世的な抽象的概念には重き

をおいていない。具体的な、やや近世的な「富国強兵」政策、ないしは商工業 Manufacturen und Commerciën、領邦経済 Lands=Oeconomie の発展政策、こそが問題であったのだ。

三、「オーストリア至上論」の構成

さて、主著「オーストリア至上論」におけるホルニクの経済政策的主張を、可能な限り彼の著作をして語らしめる方法をもって紹介してみよう。

ホルニクは、「オーストリアは世界に冠たり」 Oesterreich über alles というテーマの含意の解明から、全議論を出発させている。すなわち、「オーストリア」とは一体どこをさすのであろうか。また具体的に如何なる優越性をもって「世界に冠たり」と彼が考えているのであろうか。これらについてホルニクは、まず明らかにするのである。

彼がまさに「万国に冠たらしめるべき方策を練った「オーストリア」とは、彼にとっては単にドナウ河兩岸にまたがるオーストリア大公領に狭く限定された版図を意味しているのではない。もちろん、ここが中核となるにしても「神聖」ローマ帝国の内外の世襲王領地や諸領邦、したがってハンガリーをもふくむ、ドイツ、オーストリア皇族領地のすべてを意味する」(第一章、二ページ) 広大な版図をもって、ホルニクは「オーストリア」と考えているのである。換言すれば、ホルニクは、ハプスブルク家の領有、支配を中心にオーストリアの版図を考へることによって、非常に広大な地域にわたるところを、本来のオーストリアと観念しているわけである。

そして「万国に冠たり」とホルニクがいうとき、それはまず、「実際に目の前にあるにせよ、潜在的であるに

せよ、人間の生活必需品や便宜品の他国民から独立しての豊富さ、とくに金・銀貨の形での豊富さ」(第一章、二ページ)をもって優越と考えている。

すなわち、ここではホルニクが領邦の自主独立、とくに経済的自立を非常に重視していることが注目されよう。さらに、彼は領邦の現実的および潜在的な経済力の豊富さにも注目している。そしてこれらを表現するものとしての領邦臣民の生活の物質的豊かさ、金・銀貨保有の豊富さに目をむけているわけである。

注意すべきは、ホルニクが富国を考え、強兵を旨とす場合、それは絶対的なものではなくて、隣国との比較上の相対的優位に注目していることであろう(第七章、二〇ページ)。

さて、オーストリアがかかる意味における優位を確立するためには、次の二つの事項についてとくに気にとめておく必要があると、とホルニクは考えている。すなわち、

その第一は、領邦の自立と優位とを確保するにあたっては、よき先導者が必要であるということである。現状では「神聖ローマ帝国」皇帝が最適任の指導者である、とホルニクは考えている(第二章、五ページ)。

ゾムマーもいのように、ホルニクが指導者としての「帝国」皇帝という場合には、一六四八年のウェストファリア条約によって領邦主権が認められた上での「神聖ローマ帝国」皇帝である。したがって彼にあっては、皇帝が大領邦オーストリアの君主である点にヨリ重要な意味を持たせたいと考えねばならないであろう(ゾムマー、前掲書、一四〇ページ)。

彼のいうところの、オーストリアの優位確立のための改革とは、要するに、いわゆる「上からの改革」である。彼は王侯たちの改革への決意と指導、および率先垂範とが、改革の始動にあたって、またその効果におい

ても、非常に重要な意味を持つことを教えているのである。すなわち、ホルニクのいう改革とは、王侯たちが指導し、国民がこれに従う形でもって遂行されるものである（第二〇章および第三二章の一八七ページ）。国産品の愛用や舶来品の軽減などは、まさに国王とその宮廷が率先して自らその手本を示すべきものである（第三二章、一八一ページ）。かかる「上からの改革」は、もし最高の指導者たちの改革への意欲と情熱がないときには、「多くをのぞめないか、ないしは、一〇倍もの労力をかたむけても、なお、すべてが困難なものとなるであろう」（第三二章、一八七ページ）、と。

その第二は、王侯の財政中心の官房経済 *Camera=Oeconomie* ではなく、真の領邦経済 *Landes=Oeconomie* を隆盛にすること、すなわち、領邦内のマニファクチャーや中小企業および商業を盛にすることを中心にホルニクが考察しようとする点である（第二章、四ページ）。

以上のような準備的考察をへて、ホルニクは単刀直入に、オーストリアを万国に冠たらしめるべき「領邦の経済についての主要九原則」（第九章）を展開する。この部分は、ホルニクの主張するマーカンティリズムの諸政策の基礎とその全容とを非常に集約した形で表現したものである。いわば「オーストリア至上論」の核心をなす部分であるといっても過言ではないであろう。よって、これについてのやや詳細なる紹介をここで試みてみようと思う。

第九章の冒頭でホルニクはいう。「もしある領邦の力と優越性とが、金銀および他のすべての生活必需品や便宜品の豊富さ、しかもできうる限りの他に依存しない自力による豊富さにかかっているとすれば、また、これらのものすべてを適正に育成し、使用し、適用することにあるとすれば、共同の領邦経済というものの目ざす

べきは、いかにしてこれらの豊富さを他に依らず自力で、育成と享受をもたらすかということになる。あるいは、もしこれらのものを全部が全部完全には実現できない時には、外国への依存、ないしは領邦内の正金の犠牲をできうる限り少なくする形でこれを達成することを目ざすべきである。かかる目的のためには、とりわけ次の九原則が役立つにちがいない」(二八—二九ページ)。

ホルニクのあげる「領邦経済の主要九原則」とは大要次のような諸原則である。

1) 「領邦の性質をもっとも精確に観察し認識すべく、どんな隅の土地でも、どんな土くれでも、耕作が可能かどうか吟味することをゆるがせにしてはならない。……とりわけ金銀にかんしては、それをうみだすための、いかなる労苦も費用をも惜んではならない」(二九ページ)。

2) 「素材のままの形では使用できない、領邦産の全財貨は、領邦内で加工すべきである。製品化の収益からみれば、これは粗材料の価値を、ふつう、二倍、三倍、一〇倍、二〇倍、さらには一〇〇倍をもこえさせるほどに上昇させるであらう。……」(二九ページ)。

3) 「上述の両原則を遂行するためには、素材の産出にも、その加工にも人手が必要である。それゆえに扶養しうる限り多数の領邦人口に注意をはらうことは、よく整序された国家というものの、最重要の関心事たるべきである。しかし残念ながら時としてこれはゆるがせにされている。これらの人々を、できるだけの手をつくして、無為から生産性のある職業につかせ、あらゆる種類の発明、技芸、手仕事を教導してゆかなくてはならない。もし必要とあれば、その師匠を外国から招いてもよいのである」(三〇ページ)。

4) 「領邦内での採掘、あるいは産業を通じての外国からの流入にせよ、ひとたび領邦内に生じた金銀は……

ふたたび領邦外に出してはならないし、また深く金庫に退蔵しておくことも認めるべきではない。つねにこれを流通させておくべきなのである。また金銀は、いわば潰滅にひんしており、ふたたび利益をあげえないような工場にあまり投資すべきではない。……」(三二ページ)。

それゆえに、

5) 「領邦住民は国産品でもって満足するよう全力をつくすべきである。……外国品(……………)はつねにできうる限り不要とすべきであろう」(三二ページ)。

最後にさらに、

6) 「……万一財貨を外国に求めることが不可欠となった場合には、つねにできうる限り、これを直接に金銀とではなく、他の国産商品との交換で求めるべきである」(三二ページ)。

7) 「かかる外国品はそこで素材の形で輸入し、領邦内で製品化し、製造の収益は領邦自らが稼ぎだすべきである」(三二ページ)。

8) 「いかにして領邦産の豊富な財貨を、外国に、それが必要な限り、加工形態で、しかも金銀を支出させるように売るか、そしてその目的のために、消費を、いわば、地の果までも求め、かつ自ら消費をあらゆる方法で促進すべく、日夜留意すべきである」(三二ページ)。

9) 「重大な疑念がない場合には、領邦内で充分かつ、まあまあ質で生産される種類の財貨にたいしては、外国から輸入する方途は決してゆるさるべきではない。それについては外国への共感や同情をもつべきではない。このことは友好国、親縁国、連合国あるいは敵国にたいしてでも同じである。諸国が、わが領邦の弱体化や

腐敗化をみてとったならば、すべての友好関係は一夕にして終りとなるからである。たとい国産品の質が粗悪で価格が高いとしても、これは保持しておくべき事柄なのである。事情をよく知らない人には、実際よりも非常に奇妙におもわれるだろうが、その正貨が領邦内に留まっているならば、ある品物〔国産品〕に二ターラー支払う方が、その金が国外に出してしまう場合におなじ品物〔輸入品〕にたいして一ターラーのみを支払う場合よりも、ヨリよいであろう」(三二—三三ページ)。

以上がホルニクの、いわばオーストリア至上化策の具体化ともいえるべき、有名な経済自立基本九原則の概要である。

ホルニクにとっては、「この一般的領邦経済の諸原則は、おおくを説明するを要しない」(三二ページ)ほど自明のものであった。「これが合理性は、賢明なる人々の誰にとつても自ら明らかである」(三三ページ)し、この原則に外れるケースは稀のはずである、と彼は考えているのである。かくて以上の九原則は、ホルニクによれば共同の領邦経済の育成や指導にあたる者が、上層たると下層たるとを問はず、これにもとづいて遂行すべき、事物の自然がこれを説明し、理性がこれを保証している根本原則なのである(三二—三三ページ)。

1) 「オーストリア至上論」第九章は、Arthur E. Monroe (ed.), *Early Economic Thought*, Harvard University Press, 1924, pp. 223—226. に要領のよい英訳がみられる。

かかる経済復興九原則を基準にして、ホルニクはオーストリアの現状およびその改善策とを、一層の具体性をもって論じようとするわけである。

まず、彼はオーストリアに産する金銀などの鉱物資源、食糧品、衣料品、住居などの諸資材の豊富さと、欠乏

ホルニク「オーストリア至上論」

している品々とを並べたてる(第二〇章、一一章)。そして両者を差引きすると、オーストリアは物質的には充分ゆたかであり幸福であるはずだ、ということは抗いがたい真実となるであろう、と彼はいう。しかしながら、「もし、奢侈や虚栄の異常なる病的欲望への「外的な」諸機構や「内的な」諸刺激(「というような諸要因」)がなくなっていない場合には、それは不幸というべきであろう」(第二章、四九ページ)、とホルニクは付言している。

上述した資源のバランス観を根拠として、ホルニクはオーストリアの現状と改善策についての一つの一般的結論をひきだすことになる。すなわち、

「不断に、人間生存のための全生活必需品ならびに主なる便宜品とを、その領邦内で他国からは独立して、しかもだいたい、その大きな部分を現実^に欠乏している隣国にたいし、貨幣との交換であたえうるほどの豊かさで所有しており、にもかかわらず貨幣が欠乏し、その隣国にたいしては無力であり、敵にたいしては弱体であるような領邦というもの、そんな領邦は必ずや、してもらった助言がよくなり、また経済運営がまずいにちがいないのである。そしてかかる貧困から生ずる一切の害悪と不運とは、単純にその領邦自身の意志と責任とに帰せらるべきなのである」(第二章、五〇ページ、傍点筆者)、と。

ホルニクによれば、かかる結論の正当さは、子供でもわかる命題から由来している。すなわち、「収入が大で支出が小である者はやがては富むにちがいない。「たとい収入が大でも」向う見ずな浪費をなす者は致富とはならない」(第二章、五〇―五一ページ)、という命題である。かくて、この結論の正当さには、哲学も、官房学も、経済(政策)学も不要なほど明瞭なものだといえるべきであろう、とホルニクは断定する。

結局、ホルニクにとって最も重要なことは、(オーストリアという)領邦が、その領邦の指導者や一般領邦臣民

が、愛国心にもとづく確乎たる意志と意欲とをもって起ちあがるという、一見きわめて平凡なる事柄なのである。そして、その起ちあがる形式としては、すでに述べたように、彼はいわゆる「上からの改革」方式を支持している。

さて、ホルニクは、これら経済復興九原則のうち、最も重要であつて、しかも最初に遂行すべき原則として、第五原則を遠慮がちにあげている。すなわち、国産品の愛用の促進、外国品の使用の規制ないし禁止、したがつて外国の完成品の輸入禁止から、まず着手すべきであるとホルニクは考えているのである。もし、この原則が実現されるようになれば、その他の八原則も漸次遂行されるはこびとなる、というのが彼の主張なのである。すなわち、まず、「……たとい当初は粗悪なものであつたとしても、しばらくの間は自己の領邦の財貨、国産製品に甘んじ、外国品をほどほどに制限し、もつて自国のよい金銀を自らの内に保持しておかねばならない」(第二章、九一ページ)わけである。

かかる政策は一種の経済的「鎖国」政策の主張とも考えられる。そしてこれは国民に苦いくるしみをあたえるものであるかもしれない。しかし、ホルニクの考えているのは、国民に多大のくるしみを強いる完全なる「鎖国」ではない。輸入禁止や輸入規制をなさないことが、オーストリアの経済発展にとって、とくに大きな障害となるような、したがつて、これらを自分の領邦で製品化することがオーストリアに大なる利益をもたらすであろう、次の四種の製品の輸入禁止を柱とする「鎖国」政策なのである。すなわち、

- 1) 羊毛製品の大部分
- 2) あらゆる種類の麻商品

ホルニク「オーストリア至上論」

3) あらゆる等級の絹製品

4) 前掲以外の、いわゆるフランス製品

の輸入禁止がこれである(第二章、九四ページ)。

ホルニクによれば、オーストリアの経済復興のためには、たとえば、諸産業の領邦への導入と育成の諸方法などが考えられるという。「しかし、かかる方法は、私見によれば不確実で、ただらしたものであり、しかも……結末は間違いなく無効なのである」(第三章、一〇〇ページ)。オーストリア経済のおちいっている状況は、外国品の禁輸以外有効な手段が見当たらないほど重症というほかはない。かくしてホルニクによれば、オーストリアの現状にかんがみるに、まず、これら製品の輸入禁止からはじめ、ついで領邦産業を育成すること以外のすべての手段は、おおむね手ぬるいと考えねばならないのである。

このように考えてくると、ホルニクにあつては、経済復興九原則遂行の基調は、祖国の再建のためという愛国心にもとづく、一種の国産品愛用と耐乏生活への覚悟をもとめるものであつた。そして大領邦オーストリアをもつて、アウトアルキー的小世界 *eine kleine Welt* (第二章、五ページ、第八章、二六ページ)たることをめざすホルニクの志向が、かかる諸原則の基底にあつたと考えてよいのではなからうか。

ホルニクは自由なる外国貿易、すなわち、国際分業のもたらす経済的利益には、あえて目をつむり、自給自足的経済の利点を強調する点では、きわめてドイツ的なマーカントリズムを主張するものと考えてよいかもしれない。

以上は、ホルニクのオーストリア至上化策の、いわば基礎ないし総論を構成するものである。ついで彼は、こ

これから生ずるさまざまな具体的問題側面について、個別的にやや立ち入った考察をなしている。これらのものうち、われわれの注意をひく若干の事項について、ここではランダムにとりあげてこれを紹介しておこう。

1) 中小工業、製造業について

ホルニクは、領邦の産業、とくに中小工業および製造業の興隆をもって富国の基礎とみとめている。ホルニクによれば、これら産業の様相は材料、用具、および労働の質量如何んによって左右されるものである。そこで、これらのものの質的上昇や量的拡大のための決意と施策とを指導者に求める勘定となる(第二七章、一四八ページ)。

労働の量的拡大、質的向上に関連してホルニクはさまざまな提案をしている。たとえば彼は当時のカメラリストたちと同様、ツンフト(同業組合)制度には反対であった。その根拠を彼は、この制度がいれば労働の国民経済的最高の生産性をさたまげている点に求めている。「ツンフト制度の多種多様な誤用(……)は、マニユファクチャーの有効な導入にたいして確実におおきな悪作用をおよぼすであろう。……それゆえ……はじめて導入しようとするマニユファクチャーにおいては、……ツンフトなしのつもりであることを私は勧告する」(第二八章、一五二―一五三ページ)、と。

さらにまた、怠惰な人たちを就労さすべく訓練する施設をつくる必要をもホルニクはみとめている(第二四章、二二二ページ)。

のみならず、製造業の生産性を高めるための期限付招聘外国職人ないし職業教師の優遇(第二八章、一五六―一五七ページ)などをも提案しているのである。

そしてホルニクは、製造業の発展のための工業立地についても考察する。とくに新たに発展さすべき、輸入禁

止とした四品目の製造業の保護育成のために指導者は工業立地的措置をもとるべきである（第三〇章、一六四ページ以下）、と彼はいうのである。

2) 商業について

商人ないし商業についてのホルニクの考え方は一見パラドクシカルにみえる。すなわち、彼は、一方では商人、とくに輸入商を国を貧窮化させた元凶と考えている（第二四章、一一一ページ）。また、領邦の経済改革のために「わが商人たちの助力に期待をかけることは空しいことである」（第二〇章、八七ページ）、とも彼は考えているのである。

しかし、他方において彼は、商人たちを重視しない場合には、さまざまな提案もあまり効果をあらわさないであらう、とも述べている（第二八章、一五九ページ以下）。

彼のパラドクシカルな商人観は同時に彼の商業観の反映でもあったといえることができる。すなわち、商業には二種類のものがある、と彼はいう。

第一は、外国の加工品を輸入して領邦内で販売するような、公共の不利益となる商業である。

第二は、領邦内の原料を加工して輸出するような、公共の利益となる商業である（第五章、一三三ページ）。

かくてホルニクの商業政策観は自ら明かになるであらう。オーストリアの経済発展に役立たすべく、第一の種類の商業を抑圧し、第二の種類のものを推進してゆくこと、これである。

要するに、ホルニクの商業政策観の根底にあるものは、商人をして「それが共同の至善 *das gemeine Beste* のための存在であって、共同の至善が商人のために存在するのではない」（第二四章、一一三ページ）ことを自覚さす

べき指導者の措置が必要である、という考えであったようにおもわれる。商業活動には、これによって領邦臣民が利益をうけるということが大前提となっている。「領邦に損害をもたらし、そして領邦と住民とを年々貧困にさせるような商業は、決して商業とはいえないのである」(第二章、二一九ページ)。

3) 正貨の流通と殖産興業について

ホルニクによれば、国内におけるゆたかな正貨とその流通とは、殖産興業に基盤を提供するものであった(經濟復興九原則の第四原則)。すなわち、もし、正貨が「領邦内の流通にとどまっているならば、公衆はこれによってヨリ貧窮となることはない。むしろ、おおくの面で利益となるものである。また、購入のために支出した人々にさえも再び利益をあたえるのである」(第二章、一三三ページ)。

鉱山の採掘事業に関連してホルニクは次のように考えていたと想像される。すなわち、その操業開始は、それが利益をうむと否とにかかわりなく、いづれにしても、領邦単位で考えると労働者の雇用増加をもたらす。したがってこれは公衆の収入増加、さらには消費支出の増加というようなプロセスをへて經濟發展を促進するものである(第二章、一七三ページ)、と。ホルニクの持つこのような考え方は、時として、われわれにケインズの經濟学における公共事業の經濟効果の議論を想起させることになるかも知れない。

ホルニクは本書のうちで、その他さまざまな經濟理論的、經濟政策論的な叙述をおこなっている。しかし、今はこれには立ち入らないことにしよう。

ホルニクは、本書の最終章である第三章において、彼の提案するところを再び綜括している。

彼によれば、オーストリアを万国に優越させるための、いわゆる富国強兵政策の最重要な柱は、その經濟的、自

立である（一八七ページ）。幸いにしてオーストリアは、経済的独立を確保するに充分なる自然条件、物質的条件にめぐまれている、と彼は考える。たとえば、オーストリアは充分なる金銀を産出している。またオーストリアは、充分なる穀物、ワイン、その他の食糧品など生活必需品と便宜品にもめぐまれており、これらを近隣諸国に輸出できるほどなのである（一九一—一九四ページ）、と。

かくしてホルニクにとっては、富国強兵政策への意欲の喚起こそが、もっとも肝要な問題となるのである。

「私〔ホルニク〕はもう一度声を大にしていう。オーストリアは、もし意欲さえ持てば、という限定つきではあるが万国に冠たりうるのである」（一九三ページ）。オーストリアの指導者の意欲、奮起、一般国民の祖国愛こそが、その究極の推進力であるとして、ホルニクはこれに訴えているわけである。すでに何度もくりかえすように、これら推進力の直接にめぐるところは「……外国品の輸入禁止とその厳格な履行とが、その始めであり終りである。これなくしては、国内商業やマニユファクチャーの隆盛や、したがって（オーストリア）世襲領の所得回復や復興もただの夢想にすぎなくなり、徒勞に終る願望となってしまうであらう」（一九六ページ）、と。

そして、ホルニクは、今こそ、宿敵フランスの支配を排し、独立と「万国に冠」たるべく、オーストリアは起ちあがるべき時であるとして、その蹶起をうながしつつ本書を結んでいる。

四、「オーストリア至上論」におけるホルニクの財政思想

「オーストリア至上論」がいわゆる前期オーストリア官房学の代表的業績の一つであることはすでにのべた。にもかかわらず、ここでわれわれが、とくに関心を示すべき財政論については、「オーストリア至上論」は全く

と、いってよいほどふれるところがない。すくなくとも、これを正面から論じた箇所は全くみあたらないといつてよいほどである。

そこでわれわれは、少しでも財政論に関連があると思われる、きわめてわずかな部分を「オーストリア至上論」から強いてひろいだし、これを通してホルニクの財政思想を推測し、再構成することを試みてみたいと思う。おおきな誤りがなければ筆者の幸いとするところである。

他のおおくのカメラリストたちとおなじく、ホルニクは財政や租税にたいして、いわゆるマーカンティリズム風の財源(税源)涵養の立場からこれを考察しようとしているものと推測される。

ホルニクは、いわゆる福祉国家観の持ち主であるが、彼は国家のもつべき諸任務に関連して財政——とくに租税——のもつべき性格を暗示しているようにおもわれる。彼によれば、「王国たると共和国たるとを問わず、世のすべての国家は、もともと、生活の安全と便宜という二様のねらいで設けられたものであった」(第三章、一八四ページ)。そしてこれらサービスのための諸機関や、臣民から課徴すべき機関たる官房が国家には設けられているのである。これはいわば領邦の特殊経済 Landes Particulars-Oeconomie とも呼ばるべきものである。そしてこれは、その特殊経済を支えているヨリ広い領邦の一般経済 Landes allgemeine Oeconomie を繁栄させることとなしはながくは立ちゆかないものなのである。

非常にかすかではあるが、ホルニクはここで領邦統治のあり方と領邦民間経済の繁栄との関係、したがって領邦機構の経済的維持と領民の富裕化との給付対反対給付、ないしは共存関係にふれている。強いて解釈するならば、ここに財政ないし課税の根拠についてのホルニクの見解がかくされている、と推測してよいかも知れないで

あろう。すなわち、領民経済と領主の経済とは、領主の財政支出↓領邦の富国強兵政策の遂行↓領民経済の発展、富裕化↓財政収入調達の容易化↓領主の財政支出（の容易化）、という図式でもって循環してゆくものであると、ホルニクは考えていたと想像してよいと思われるのである。

さて、ホルニクは商業活動、ひいては製造業活動における信用の果す役割の重要性を強調する。「商業、およびこれに関連するものすべては信用と共に興り、また没落するからである」(第二八章、一五七―一五八ページ)。

そして経済効率を求めて資本が領邦内で移動することにも彼は賛意を表しているように想像される。彼が次のようにいっているのは、(消極的ではあるが)その根拠と考えてもよいかもしれない。「この場合資本が一つの財布から他の財布に行ってしまうても、資本と利子とはその生じた所に、すなわち、領邦内には保持されているのである」(第三二章、一七四ページ)、と。

彼は別のところで次のようにも述べている。すなわち、「国家というものは、貨幣をおおくの財布に分けて持っている金持を連想させるであろう。もし、国家が一つの財布から若干のものをとり出してこれを他の財布に投入すれば、国家はこれによって困窮化はしない。この時には、一方の財布は軽くなっても、他方の財布はその分だけ重くなるからである。国家はこの二つの財布の持ち主なのである。そしてこの命題は領邦経済というものの基本原則たらねばならないであろう。そうでなければ調子よく事物が進行しないのである」(第二四章、一二三―一二四ページ)、と。

この文章は一国の資本や貨幣のもっとも効率的な運用に関連したものである、と想像することも、ゆるされるであろう。すなわち、この論述は、ホルニクの考えが一国の資金の最も適正かつ能率的な配分者としての国

家、そしてそれを達成する手段としての公信用の利用、というような構想の一步手前の所にまで来ていることを
思わせるものがある、といつてよいと思う。

さて、既述のようにホルニクは、鉱山採掘事業に関連して、これがたとい収益よりも費用の方が大である場合
でさえも、少くとも労働者の雇用の増加や消費の増大に役立つという(第三章、一七三ページ)。ここにはいわば
ケインズを思わせるような彼の公共投資政策論の一面を見いだすことができると思われる。

第三節 前期官房学の財政思想の特色

前稿および本稿の論述によつて、われわれは前期官房学を二分している、いわゆるドイツ系およびオーストリ
ア系を代表するカメラ学者の主要業績とその特徴とを概観したつもりである。これらの業績は同時に、前期カメ
ラ学における二つの主要タイプである、中小領邦型の行政学的、体系的なものと、大領邦型のマーカンティリズ
ムの、時論的なものとを、それぞれ代表するものでもあった。

種々さまざまに装いをこらして登場してきた、いわゆる前期官房学における財政思想について、ここで一応の
綜括をこころみておきたい。

一般的にいえることは、マーカンティリストたちが共通に保持していた四つの財政思想上の特徴は、¹⁾ほぼその
まま前期カメラ学者たちのそれについても妥当することである。ただしそのニュアンスや力点のおき所には、両
者の間で若干異なるものがある。

1) 拙稿、ペティとヴォーバン——マーカンティリズムの財政思想——成城大学経済研究、第七二・七三合併号(昭和五

ホルニク「オーストリア至上論」

六年二月)、五八一六〇ページを参照。ここではマーカンティリストたちの財政思想の共通特徴として、次の四つのもをあげておいた。

- 1) 財政を統治者の経済と考へ、これを富国強兵政策の一部門として論ずる。
- 2) 経費支出の国民経済的生産性をみとめる。
- 3) 有産者の財政が対象であり、租税収入は臨時的収入手段にすぎないものとして論ぜられる。
- 4) 消費税を推奨する。

そしてその論拠にはおおよそ次のようなものがあつた。

- a) 消費税は支配者層に免税特権を与えにくく、かつ小額づつ無強制感のもとで徴収される。
- b) 節約を促進し、勤勉や資本の蓄積を促す性質をもつ。
- c) 課税立法的、徴税技術的にみて課税が容易である。
- d) 現実的消費は真の豊かさを示すがゆゑに、負担の公平を期待しうる。

われわれは、前期カメラ学の財政思想史的特色を、マーカンティリストたちの時とおなじく、四項目の形にまとめておこう。すなわち、

1) 財政は、有産者的国家(領邦)の経営、管理の問題として把握される場合がおおい。したがって、財政が国内における統治者の行政の問題として理解される度合が高いといつてよいであらう。

2) (領邦) 国家においては、領邦の経済的自立、およびそのための人口増殖や国内の農、工、商の振興が富国強兵政策の核心と認識され、このための国家の政策(経費支出)の生産的意義が認められる。この意味では、経費の生産性については、イギリス、フランスのマーカンティリストたちよりも、前期カメラ学では一般にヨリつ

よく強調されている、と考えてよいであろう。

3) 有産者としての国家(領邦)の経営ないし経営収支取扱いが平時財政の主要内容をなしている。したがって、租税が緊急時の臨時的・例外的収入手段としてのみ認識される度合は非常につよい。

4) マーカンテイリストたちとおなじく、租税種類のうちでは消費税、流通税が推奨されることがおおい。當時においては、フランスを除いて、イギリスやオランダ、とくにドイツの前期カメラリストたちの間においてもまた、いわゆる消費税論争 *Accisenstrait* が盛んにおこなわれていた。しかし、この場合、概して消費税推奨論者の議論の方が、その反対論者の議論を抑えていた形であったとすることができるであろう。この場合、消費税推奨の論拠もまた、ほぼ前の注で要約しておいたマーカンテイリストたちのものと同様な内容のものであったと考えてよい。